

報告

4月1日より食品（飲料を含む）の放射性セシウム*の基準値が変わります

(*セシウム 134 およびセシウム 137 の総和)

三郷の子どもを放射線から守る連絡会 事務局 池 浩

【概要】

| 暫定基準 | | 新基準 | |
|---------------|-----|-------------------------------------|-----|
| 野菜類 | 500 | 一般食品 (野菜類, 穀類, 肉・卵・魚・その 他) | 100 |
| 穀類 | 500 | | |
| 肉・卵・魚・その 他 | 500 | | |
| 飲料水 | 200 | 飲料水 | 10 |
| 牛乳・乳製品 | 200 | 牛乳 | 50 |
| - | - | 乳児用食品 | 50 |

単位：Bq(ベクレル)/kg

食品中の放射性物質の新たな基準値について（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/dl/120117-1-03-01.pdf> の説明

1. **暫定基準**では食品中の放射性セシウムについては、5mSv(ミリシーベルト)/年の被ばく限界を設定し、食品カテゴリーごとに1mSv/年割当てを行った。その結果が上記左側の値となった。

2. **新基準**では年間線量を5mSv/年から1mSv/年に引き下げる。(暫定値から平常値に切り替える)

理由は実現可能な状態になってきたことと、食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、1mSv/年を超えないように設定されていること。なお切り替えにあたって、区分を飲料水、牛乳、乳児用食品、その他の一般食品と4区分に変える。

4・5. **規制対象とする放射線核種** 福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性核種全体(セシウム134, セシウム137, ストロニウム90, プルトニウム, ルテニウム106) 実際にはセシウム以外の各種は測定に時間がかかり、またセシウムの寄与率が高いので(9割程度)、合計1mSv/年を越えないように放射性セシウムの基準値を設置する。

6. **飲料水**はWHOが飲料水中の放射性物質の指標値(10Bq/kg)を提示しているのでそれを採用。これで0.1mSv/年となるので残りの0.9mSv/年を**一般食品**に割り当てると100Bq/kgとなった。

7. **乳児用食品の範囲** 粉ミルク, ベビーフード, 乳幼児用食品・飲料, 栄養食品など

8. **牛乳の区分** (牛乳, 低脂肪乳, 加工乳, 乳飲料をふくみヨーグルト, チーズ等を除外)

7・8については**放射線への感受性の高い子どもへの配慮から一般の食品の半分の50Bq/kg**とする。

9. **製造, 加工食品の基準値適用の考え方** 原材料だけでなく、製造、加工された状態でも一般食品の基準値を満たすことを原則とする。ただし例外として

①乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品は、原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する。注）のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、または使用する食品

→原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。

10. 経過措置 原料は4月1日より新基準を適用。3月31日までに製造、加工、輸入された食品は賞味期限まで暫定規制値を適用。下記の品目については例外的経過措置を設ける。

(1)米・牛肉を原料に9月30日までに製造、加工、輸入された食品は賞味期限まで暫定規制値を適用。

(2)大豆を原料に12月31日までに製造、加工、輸入された食品は賞味期限まで暫定規制値を適用。

11. 基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく線量 飲料水、乳児用食品、牛乳は汚染割合を100%、一般食品は汚染割合を50%として計算すると年齢ごとに計算しても最大0.8mSv/年を越えない。

【問題点】

(1) 暫定基準が高すぎた。3月一杯はこのままであるし、3月31日までに製造、加工、輸入された食品は4月1日以降も事実上野放し。

(2) ICRPの基準である被ばく全体を1mSv/年に抑えるには内部被ばくと外部被ばくの合計量をゼロとする必要がある。今回の新基準の設定は食品からの内部被ばくだけで1mSv/年に達する可能性がある。

(3) 乳幼児の放射線感受性は成人の数倍とも言われる。2倍とみなした基準は想定が甘い。

ベラルーシ政府は『子どもが対象であることを表示している食品は1キロあたり37ベクレルに』とさだめています。ベラド放射能安全研究所（ベラルーシ）は「(幼児に限らず)未成年者が口にすべての食品の基準値を37Bq/kg以下とするべきである」という意見を述べている。

参考「自分と子どもを放射能から守るには」ウラジミール・パベンコ著 世界文化社（840円）p.38

(4) 検査体制が整っていない。新基準で10Bq/kgとなる水、お茶の測定には検出感度が2Bq/kg程度の設備（ゲルマニウム半導体検出器 高価）が必要。国・自治体の設備は200台程度しかない。大手小売業（スーパー、チェーン店等）やメーカーでも対応が不十分な企業が見受けられる。

サンプリング密度が粗すぎて、ホットスポットの産品を細かく検査できていない。本来全量検査の体制を考えるべき。実際には新基準以上の汚染した食品が流通する可能性がないとは言えない。⇒自主検査の意義と必要性。